

# 三菱UFJ年金ニュース【特別版】

## 最近の年金関連トピックス (DB年金、DC、会計)

平成24年10月

# 目次

<b>1. 有識者会議報告を受けた見直し</b>	
1-1. AIJ問題を受けた当面の対応	…P3
1-2. 財政運営基準等の見直し	…P7
1-3. 運用ガイドライン通知等の見直し	…P12
1-4. 有識者会議報告での検討項目と改定状況	…P16
1-5. 金融庁の資産運用規制等の見直し案および信託協会の自主的取り組みの公表	…P17
<b>2. 厚年基金廃止方針</b>	…P19
<b>3. 企業年金の動向</b>	
3-1. 7月11日付日経記事「企業年金給付絞る」	…P21
3-2. 7月24日付日経記事「企業年金、10年で7割減」	…P22
<b>4. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2011年度)</b>	…P25
<b>5. 米国内におけるIFRS採用の動向</b>	…P29
<b>6. 支払いが終了した規約型DBにおける手続きの明確化</b>	…P31
<b>7. その他のトピックス</b>	
7-1. 社会保障・税一体改革関連法の成立	…P33
7-2. 改正高年齢者雇用安定法の成立	…P35
7-3. 資格喪失年齢引き上げ、中途引出要件緩和に係る政令公布	…P36
<b>8. 平成24年7月～平成24年9月の年金ニュース</b>	…P38
<b>9. 本資料関連の平成24年7月～平成24年9月のMUTB年金メールマガジン一覧</b>	…P42

平成24年7月～平成24年9月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

# 1. 有識者会議報告を受けた見直し

# 1-1. AIJ問題を受けた当面の対応

(厚年基金のみ)

- AIJ問題を受けた当面の対応について、意見募集内容に沿って改正通知が発出（即日施行）された。
- 通知改正と合わせて照会事項への行政回答があった。

## 1. AIJ投資分の平成23年度決算の取扱い 【平成23年度決算および財政検証から適用】

- ✓ 平成24年3月30日付事務連絡と同様の内容だが、改めて通知発出されたもの。
- ✓ AIJ投資残高の確定タイミングにより以下の取扱いとなる。

	決算の取扱い
9月末日（決算提出期限）までに投資残高が確定した場合	平成23年度決算に損失額を計上
10月1日以降に投資残高が確定した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成23年度決算は平成23年度末におけるAIJ投資残高のうち特定金銭信託口座に残存する現金を除いて全額損失したものととして計上し、平成24年度以降の当該投資残高が確定した年度の決算で収入として計上</li> <li>• なお、9月末日までにAIJ投資残高が確定した場合でも、決算手続き上の理由により、平成23年度決算においては当該投資残高（特定金銭信託口座に残存する現金を除く）を全損したものとし、平成24年度決算において収入として計上することも可能</li> </ul>

確認事項 No.3(以下)ご参照

### 主な確認事項

No.	項目	照会	回答
1	事業所減少時の一括拠出金	設立事業所の減少に係る一括拠出金の算定においては、直前の財政決算でAIJ投資顧問の投資残高を全損とした場合であっても、一括拠出金額の算定時に投資残高が確定していれば、規約変更を行うことで当該確定残高を織り込んで一括拠出金額を算定することは認められるか。	左記の取扱いは可能。 代議員会の議決を得ることによって収入（AIJ投資の戻り分）を織り込んだ確定残高による一括拠出金額の算定が可能。この場合、規約変更日は代議員会の議決日までは遡及適用可能と思われる（年度初日までの遡及は不可と思われる）。
2	同一基準日の財政計算	財政決算において投資残高が確定せず、AIJ投資顧問の投資残高を全損としていた場合であっても、当該事業年度末を基準日とする財政計算においては、投資残高が確定次第、当該確定残高を織り込むことは可能という理解でよいか。	左記の取扱いは可能。 決算と同一基準日の財政計算に収入（AIJ投資の戻り分）を織り込むことも可能。
3	平成23年度決算の取扱い	「決算手続き上の理由により、～計上することもできること。」と記載されているが、「決算手続き上の理由」に該当するケースの一つとして以下は問題ないか。 ・時期に関わらず、基金が検討委員会等で決算報告を行った後にAIJ投資顧問への投資残高が確定した場合。	問題ない。

# 1-1. AIJ問題を受けた当面の対応

(厚年基金のみ)

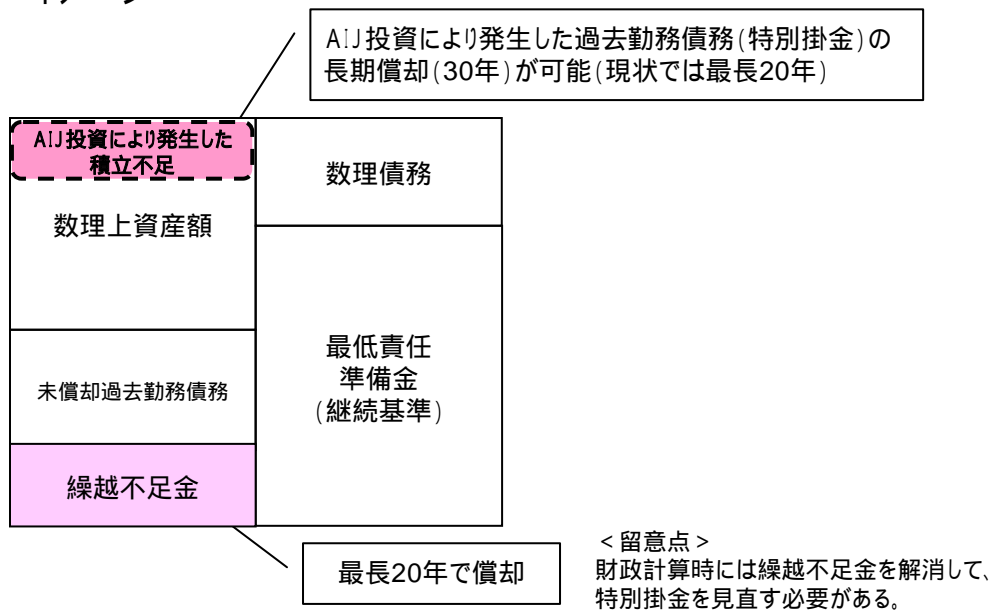
## 2. AIJ投資により生じた積立不足に係る掛金の特例措置(1)

【公布日(H24.8.29)から適用】

- ✓ AIJ投資により発生した積立不足は最長30年償却が可能となった。<sup>1</sup>
- ✓ 「AIJ投資により発生した積立不足」とは、「判明している直近のAIJ投資顧問への投資残高(毀損前の残高。特定金銭信託口座に残存する現金を除く。)」となる。<sup>2</sup>
- ✓ ただし、別途積立金がある場合は、別途積立金を取り崩したうえでの「AIJ投資により発生した積立不足」が30年償却の対象となる。<sup>3</sup>
- ✓ なお、今回の特例措置は平成23年度末を基準日とした財政計算のみに適用可能。(次回以降の財政計算での適用は不可)

- 1 特別掛金の償却方法を「定率償却」としている場合は適用できない。
- 2 確認事項 No.1(次頁)をご参照
- 3 確認事項 No.2(次頁)をご参照

### イメージ



### < 20年償却から30年償却へ延長した場合の掛金への影響 >

同額の不足金解消する場合、20年償却時の掛金 = 100とした時の30年償却の掛金

予定利率	20年償却	30年償却	掛金への影響
5.5%	100	82	18%
4.5%	100	80	20%
3.5%	100	77	23%
2.5%	100	74	26%

# 1-1. AIJ問題を受けた当面の対応

(厚年基金のみ)

## 主な確認事項

No.	項目	照会	回答
1	30年償却の対象となる不足金の定義	<p>「AIJ投資顧問に投資残高があることにより生じた過去勤務債務の額」は以下のいずれでもよいか。</p> <p>(1)判明している直近のAIJ投資顧問への投資残高(毀損前の残高。特定金銭信託口座に残存する現金を除く。)</p> <p>(2)判明している直近のAIJ投資顧問への投資残高(毀損前の残高。特定金銭信託口座に残存する現金を除く。)を計算基準日まで予定利率で付利した額</p>	(1)とすること。
2	別途積立金の充当	<p>当年度不足金にAIJ投資顧問の投資残高によるものと、それ以外の当年度不足金がある場合に、まず別途積立金をそれ以外の不足金に当て、残りをAIJ投資顧問の投資残高に当てたうえで繰越不足金を30年以内で償却することは可能か。</p>	<p>左記の取扱いは可能。</p> <p>別途積立金をAIJ投資以外の不足金に優先充当する取り扱いが可能。ただし、別途積立金を取り崩さずに30年償却を適用することは不可(別途行政回答あり)。</p>
3	AIJ投資により生じた不足金の償却方法	<p>AIJ投資顧問により生じた過去勤務債務の償却方法として、まずは現行掛金による償却期間延長分で手当てし、残りの部分を30年で償却することも可能か。</p>	<p>可能。</p> <p>現行掛金の償却期間延長により極力掛金上昇幅を抑制し、残存する不足金を30年償却するような取扱いも可能。</p>
4	同時に給付減額を実施する場合	<p>AIJ投資顧問に投資残高のある基金が30年償却の特別掛金の設定と同時に給付減額を行う場合における30年償却の対象となる過去勤務債務の額は次のア及びイが考えられるが、アでよいか。</p> <p>ア. AIJ投資顧問への投資により生じた不足分</p> <p>イ. 前記アの額から給付減額により減少する数理債務の額を控除した額</p>	<p>AIJ投資顧問への投資により生じた過去勤務債務については、給付減額とは別に30年償却による特別掛金で手当てする旨を、給付減額の際に受給者・加入員に説明していれば、アでもよい。</p>
5	次回以降の財政計算時の取扱い	<p>AIJ投資顧問への投資により生じた積立不足に係る特別掛金額について、以下の取扱いは可能か。</p> <p>次回以降の財政計算時に予定償却期間を20年超の範囲で短縮する。</p> <p>次回以降の財政計算時に発生した負の後発債務または別途積立金により、特別掛金額を引き下げる、または、予定償却期間を(20年超の範囲で)短縮する。</p> <p>次回以降の財政計算時に予定償却期間を30年以内の範囲で(特別掛金の総額が下がらない範囲で)延長する。</p>	<p>次回以降の財政計算時には、当該特別掛金を据え置か、原則的な取扱いにより新たに特別掛金を設定するかのいずれかとなる。</p> <p>回答を補足すると、～の全てが不可。</p>

# 1-1. AIJ問題を受けた当面の対応

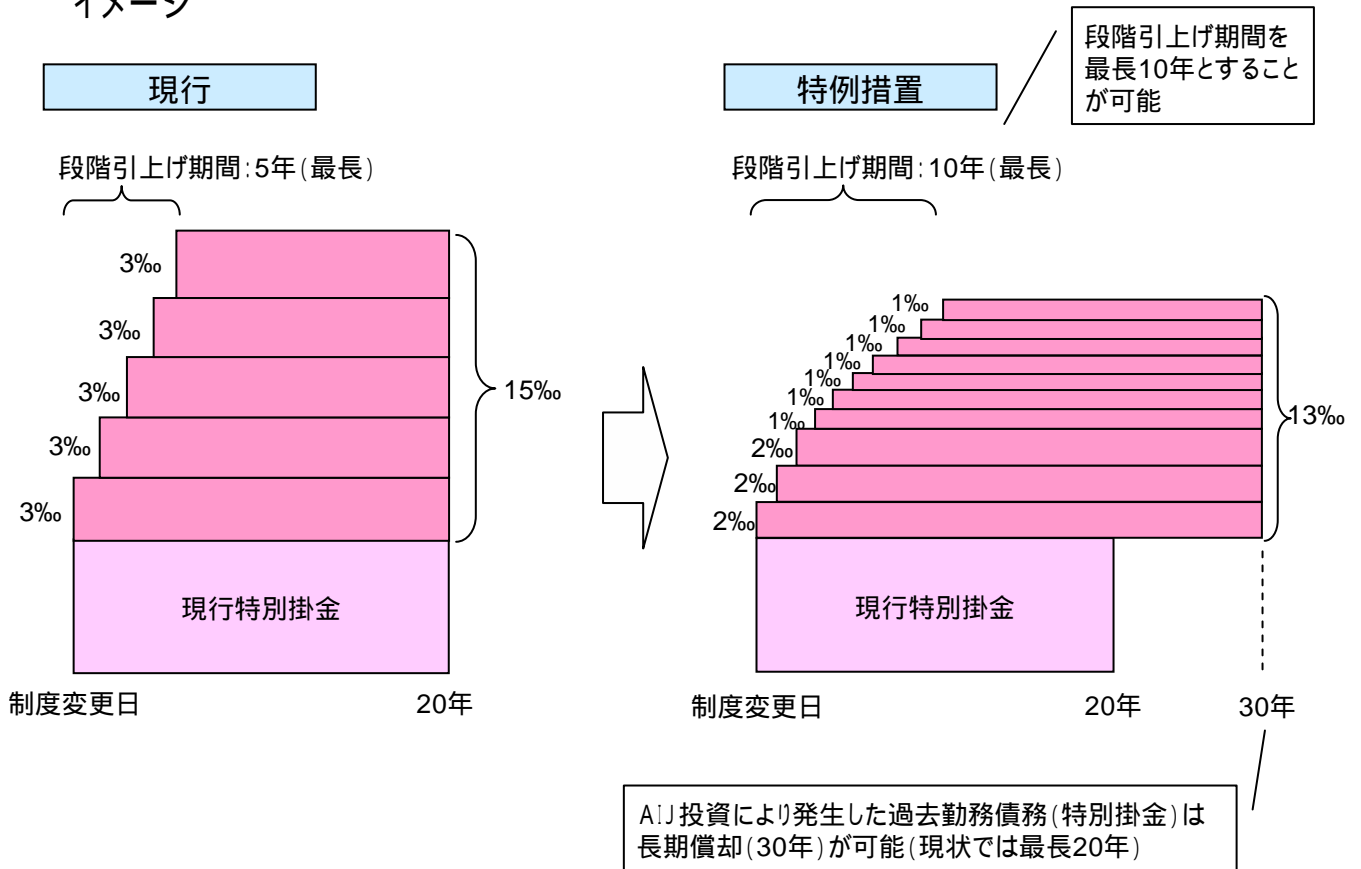
(厚年基金のみ)

## 2. AIJ投資により生じた積立不足に係る掛金の特例措置(2)

【公布日(H24.8.29)から適用】

- ✓ 特別掛金の段階引上げを採用する場合、段階引上げ期間を10年以内(通常5年以内)とすることが可能となった。
- ✓ 特別掛金の段階引上げと30年償却を併用することで特別掛金の上昇幅を緩和することも可能と思われる。

### イメージ



## 1-2. 財政運営基準等の見直し (DB年金・厚年基金共通)

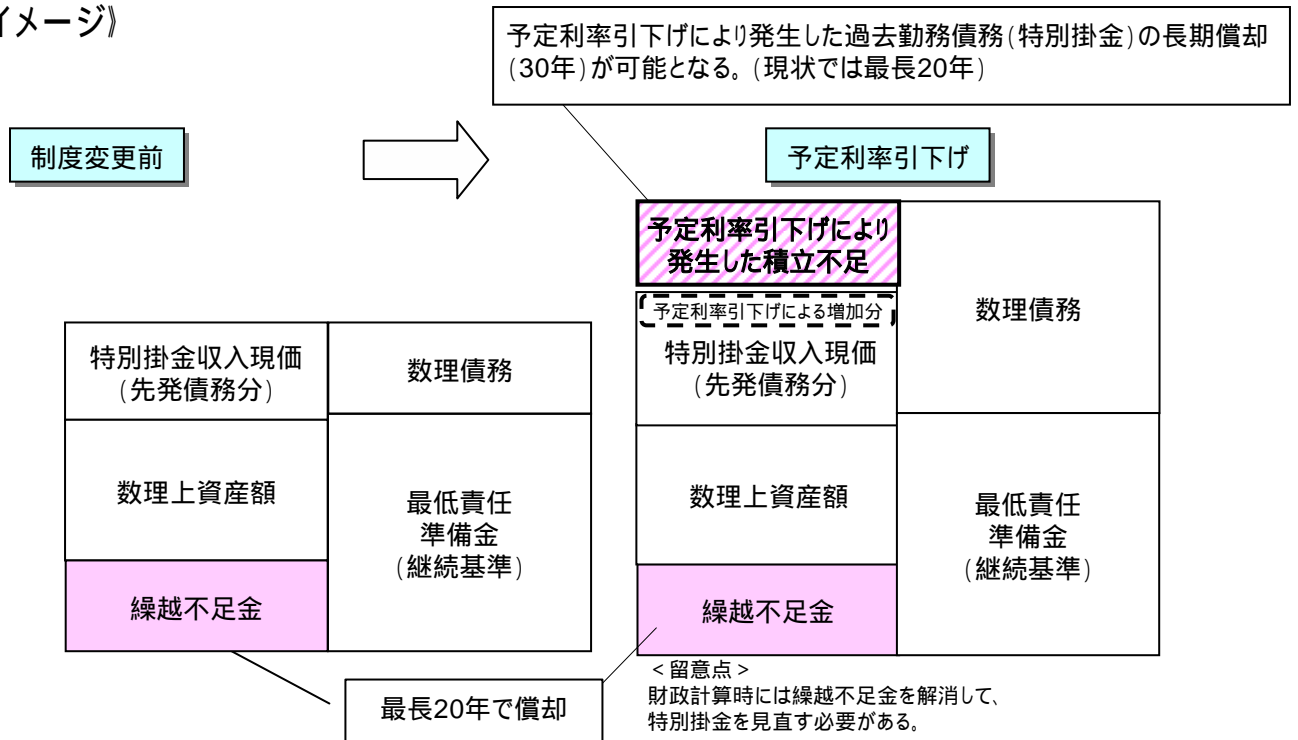
- 財政運営基準等について、意見募集内容に沿って改正通知が発出（即日施行）された。
- 意見募集からの変更点として、受給者減額時の最低積立基準額の一時金選択肢付与要件について、バリエーションが追加された。

### 1. 予定利率の引下げを促進する措置

- 予定利率の引下げにより発生した積立不足<sup>1</sup>は最長30年償却が可能となった。<sup>2</sup>
- 制度変更前の繰越不足金は通常の償却期間3年以上(20年以内)で償却する必要がある。

<sup>1</sup> 予定利率引下げ前後の数理債務の差額から先発分の特別掛金収入現価の増加分を控除した額  
<sup>2</sup> 但し特別掛金の償却方法を「定率償却」としている場合は適用できない。

〈イメージ〉



< 20年償却から30年償却へ延長した場合の掛金への影響 >

同額の不足金解消する場合、20年償却時の掛金 = 100とした時の30年償却の掛金

予定利率	20年償却	30年償却	掛金への影響
5.5%	100	82	18%
4.5%	100	80	20%
3.5%	100	77	23%
2.5%	100	74	26%



## 1-2. 財政運営基準等の見直し (DB年金・厚年基金共通)

### 2. 給付減額基準について

給付減額基準は理由要件が一本化され、理由要件を充たす基準が明確化された。

受給権者減額時の一時金選択肢について、最低積立基準額に加えて複数の選択肢(例:給付現価・選択一時金)を設けることが可能となった。

また、減額対象者の受給権者全員が給付減額に同意している場合は、一時金の選択肢を不要とすることも可能となった。

新たな減額を選択肢を追加する場合であっても、それを数理計算に織り込まないのであれば給付減額として取り扱わないことになった。

#### 理由要件の一本化と基準の明確化

< 従前 >

- 基金を設立している企業の経営状況が、債務超過の状態が続く見込みであるなど著しく悪化している場合(連合設立及び総合設立の基金にあっては、設立事業所の大部分において経営状況が著しく悪化している場合)

過去5年度間について赤字事務所(当期利益)が全事業所の5割以上であることが目安。

- 設立時又は直近の給付水準の変更時から5年以上が経過しており、かつ、給付設計を変更しなければ掛金が大幅に上昇し掛金の負担が困難になると見込まれるなど、給付設計の変更がやむを得ないと認められる場合

赤字事業所(当期利益)が全事業所の2割以上(加入員ベースでは5割以上)、及び現行の給付水準を維持した場合、掛金増額が当期利益の1割以上となる事業所が全事業所の2割以上(加入員ベースでは5割以上)

< 変更後 >

基金を設立している企業の経営状況の著しい悪化又は掛金の額の大幅な上昇(直近の給付改善の規約変更時から原則として5年が経過している場合に限る。)により掛金の負担が困難になると見込まれるため、給付の額を減額することがやむを得ないと認められる場合

過去5年間程度のうち過半数の期において、当期純利益がマイナス又はその見込みである事業所が全事業所の概ね5割以上  
又は  
給付の額を減額しない場合に掛金が増加する額が当期純利益の過去5年間程度の平均の概ね1割以上となっている事業所が全事業所の概ね2割以上

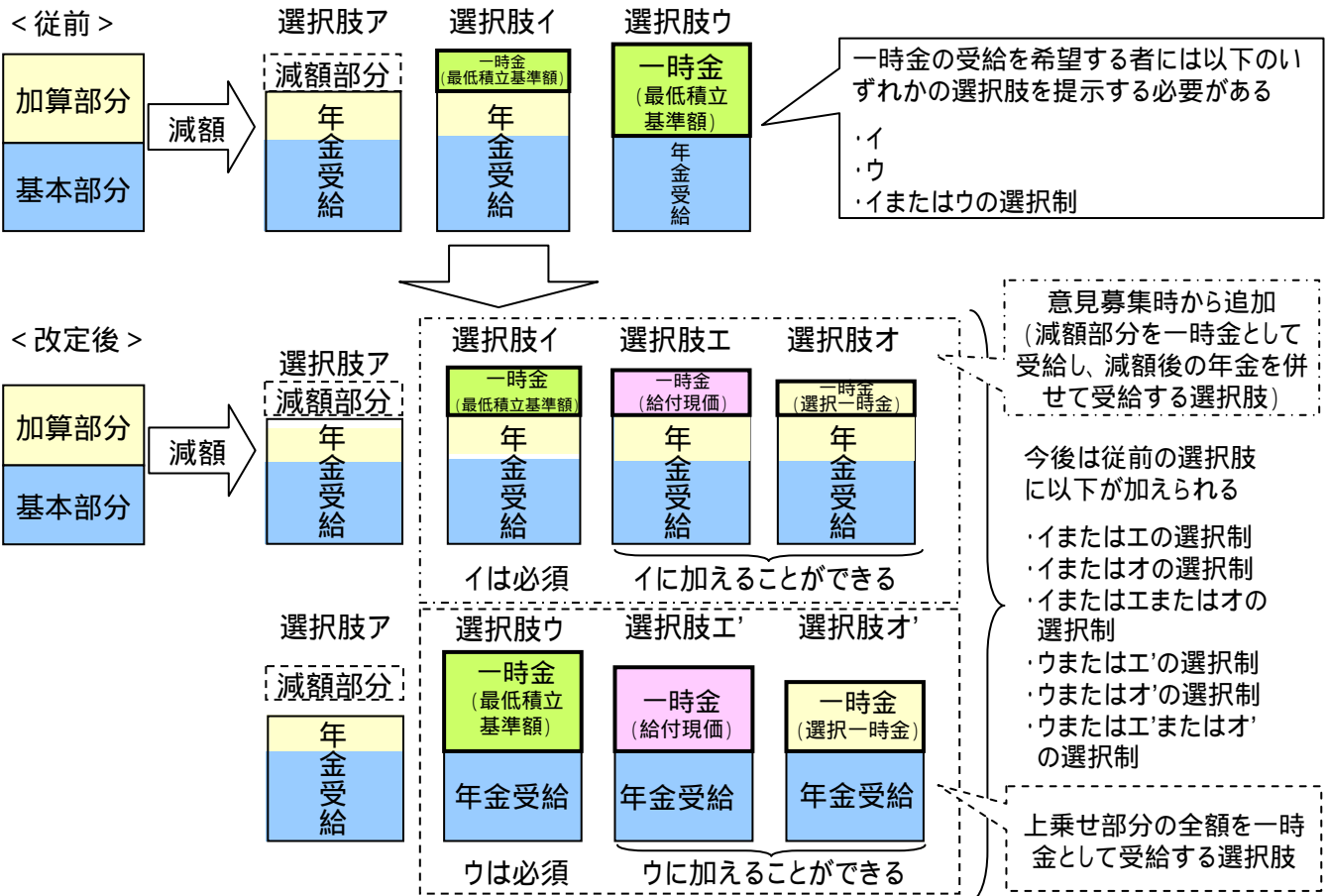
給付減額から5年以上経過していなくても給付減額が可能となった。

(例:3年前に加入員のみ給付減額を実施 今年度、受給権者を給付減額実施)

# 1-2. 財政運営基準等の見直し (DB年金・厚年基金共通)

## 受給者減額時の一時金選択枝の追加

- 現行では受給者等の給付減額を行う場合、受給者等は以下の選択枝がある。
  - ア 減額後の年金を受給する。(減額相当部分は放棄)
  - イ 減額後の年金を受給し、あわせて減額相当部分の最低積立基準額を一時金で受給する。
  - ウ 上乗せ部分の最低積立基準額(全額)を一時金として受給する。
- 今回の改定により、上記イまたはウに加えて以下の選択枝を提示することも可能とされた。
  - エ 上乗せ部分の給付現価(減額部分または全額:終身部分も含む。年金給付利率で算定)を一時金として受給する。
  - オ 上乗せ部分の選択一時金(減額部分または全額)を一時金として受給する。
- 一時金の受給を希望する受給者等への選択枝の提示パターンは、以下の図解をご参照。



### < 年金現価率の比較 >

	予定利率	年金現価率 <sup>3</sup>	最低積立基準額比
最低積立基準額	2.688% <sup>1</sup>	17.60819	-
給付現価	5.5% <sup>2</sup>	13.19364	25%
選択一時金	5.5% <sup>2</sup>	10.26521	42%

- 平成24年度の率×1.2
- 給付利率5.5%の場合
- 60歳支給開始、15年保証終身の場合(死亡率は第20回生命表をベースとしたものを使用)

## 1-2. 財政運営基準等の見直し (DB年金・厚年基金共通)

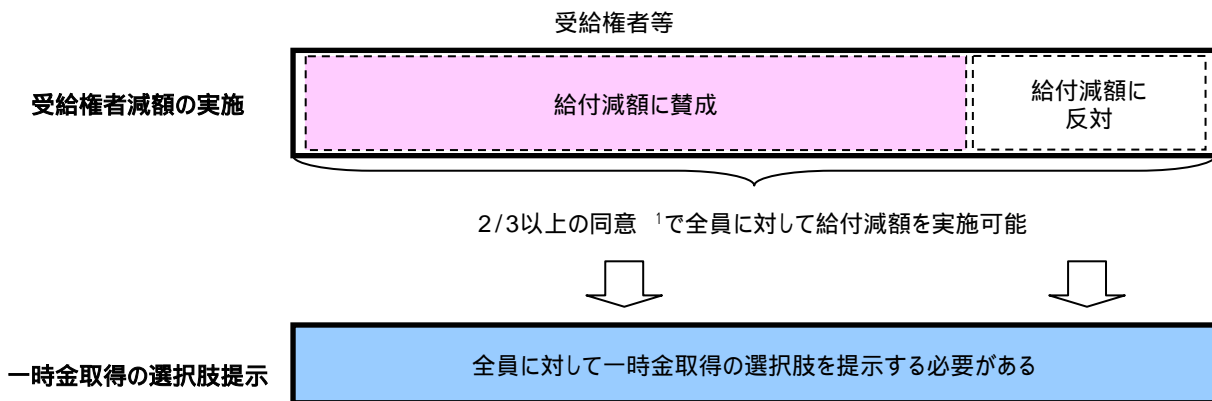
### 減額対象者の受給権者全員が給付減額に同意している場合の取扱い

- 減額対象者の受給権者全員が同意している場合は、一時金の選択肢を不要とすることも可能とされた。

給付減額に同意する者のみを対象者とすれば、一時金の選択肢を不要とすることが可能。

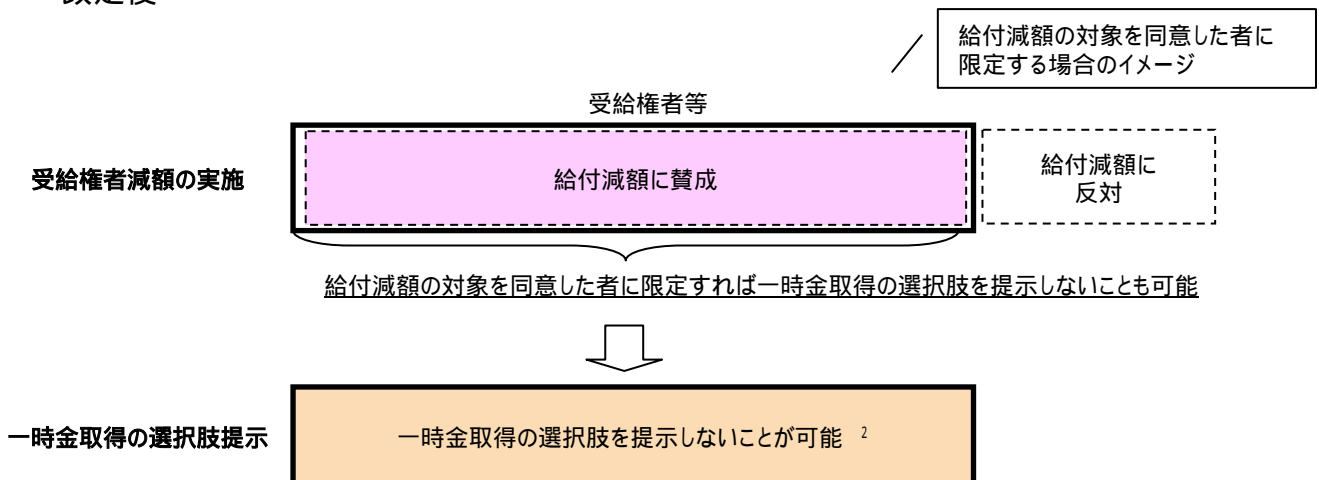
現行では受給権者等の2/3以上の同意を取得しても、一時金取得の選択肢を全員に提示しなければならなかった。

< 従前 >



<sup>1</sup> 給付減額の対象を同意した者に限定する場合は減額対象者の2/3以上の同意が必要。但し、この場合でも、減額対象者に対して一時金取得の選択肢を提示する必要がある。

< 改定後 >



給付減額の対象を同意した者に限定する場合のイメージ

<sup>2</sup> 給付減額の対象を同意した者に限定しない場合は従来通り、全員に対して一時金取得の選択肢を提示する必要がある。

## 1-2. 財政運営基準等の見直し (DB年金・厚年基金共通)

### 新たな減額選択枝の追加

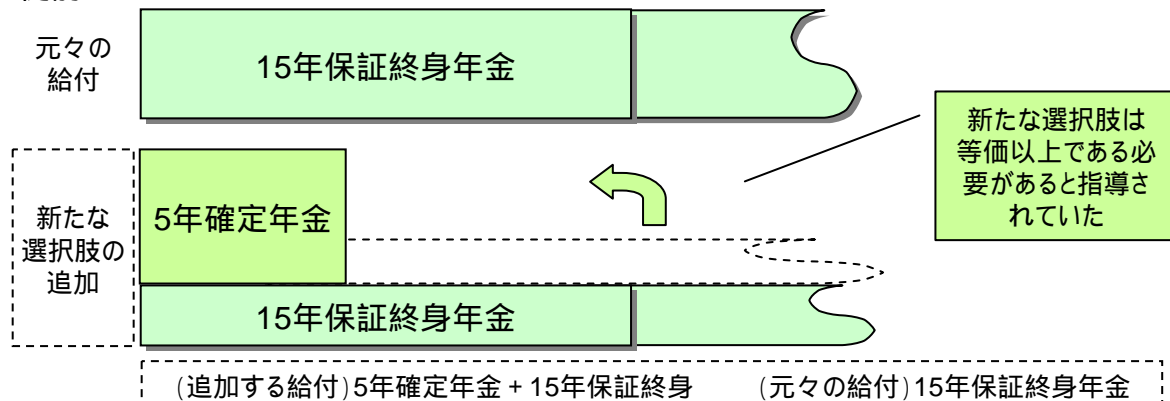
- 現行では給付の選択枝を追加する場合、追加する選択枝が追加前の選択枝に対して等価以上であるように行政指導されていた。
- 新たな給付の選択枝を追加する場合で、なおかつ数理計算上次のア～ウのいずれにも該当しない場合は給付減額として取り扱わないとされた。
  - ア 変更前後の総給付現価が減少
  - イ 一部の加入者又は受給権者等の給付現価が給付設計の変更によって減少
  - ウ 各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少

通常の数理計算においては、最も高いコストとなる選択枝が選択される前提で計算するため、従前よりコストの低い選択枝の追加は給付減額に該当しない。

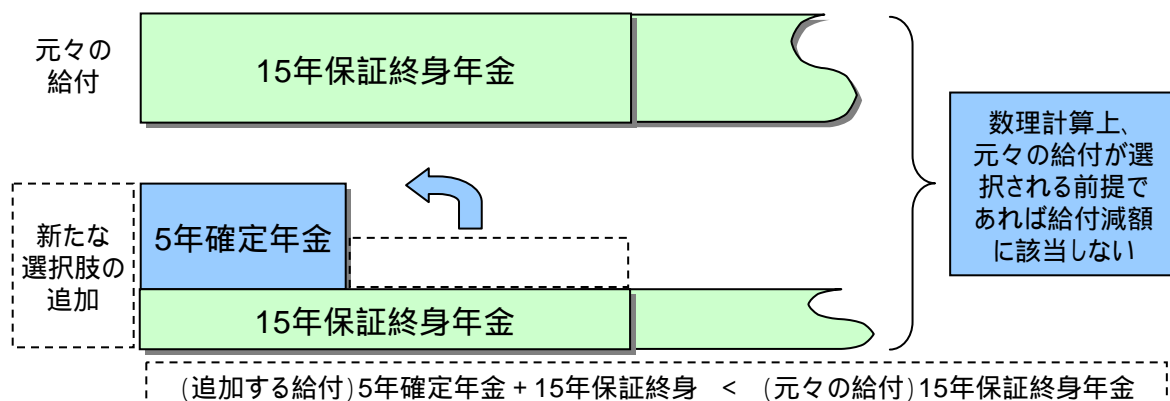
#### <留意点>

コストの低い選択枝を追加しても、数理計算に反映しないため掛金は変わらない(下がる)。但し、コストの低い選択枝が実際に選択されると、以後の財政決算において差益要因となる。

#### <従前>



#### <改定後>



# 1-3. 運用ガイドライン通知等の見直し

(厚年基金のみ)

- 運用ガイドライン等について、意見募集内容に沿って改正通知が発出された。
- 意見募集からの変更点として、資産運用委員会の構成員に、「専門的知識及び経験を有する者」を加えることが義務化された。

## 1. 運用ガイドラインの主な改正点と概要

主な改正点 ならびに施行日	7/13意見募集	改正内容 ならびに寄せられた意見への回答
目的 (施行日; 公布日)	✓厚生年金基金が公的年金の一部を代行していることを踏まえ、リスク管理に重点をおいた運用が必要である旨を追加。	【原案どおり】
政策的資産構成割合 (基本ポートフォリオ) (施行日; 平成25年4月1日)	✓努力義務となっている政策的資産構成割合の策定を義務化。	【原案どおり】
運用の基本方針	(1) 集中投資 (施行日; 平成25年4月1日)	<p>【原案どおり】</p> <p>&lt; 行政回答の主なポイント &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓行政における一律の数値規制等は定めず。</li> <li>✓コスト抑制の観点から、パッシブ運用商品や生保一般勘定に集中して投資することは、集中投資を行う「合理的な理由」に該当する。</li> </ul>
	(2) オルタナティブ投資を行う場合の留意事項 (施行日; 平成25年4月1日)	<p>【意見募集との変更点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>施行日の変更</b> 公布日 平成25年4月1日</li> <li>運用の基本方針に規定する内容の検討や、基本方針の変更手続などに一定の準備期間が必要であるため</li> </ul> <p>&lt; 行政回答の主なポイント &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 伝統的資産に係る市場リスクのヘッジ目的や現物資産の代替目的でデリバティブを用いる場合は、オルタナティブ投資に含まれない。</li> <li>✓ 施行日において既に採用している運用受託機関や運用商品については、直接適用されず、運用受託機関の評価や見直しの際に留意すべき。</li> </ul>

# 1-3. 運用ガイドライン通知等の見直し

(厚年基金のみ)

主な改正点 ならびに施行日		7/13意見募集	改正内容 ならびに寄せられた意見への回答
運用委託	(1)運用受託機関の 選任 (施行日;公布日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓選任の際に投資判断を行うファンドマネージャー等に対するヒアリングを行うことが望ましい。</li> <li>✓必要に応じて運用コンサルタントや資産運用委員会にもヒアリングする。</li> </ul>	<p>【原案どおり】</p> <p>&lt; 行政回答の主なポイント &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓運用委託先の決定に当たり、営業担当者だけでなく、運用実務に携わる者による実態に即した情報を得た上で判断することを企図したものであり、ヒアリング先をファンドマネージャーに限定したのではない。</li> </ul>
	(2)運用受託機関の 評価 (施行日;公布日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓評価の基準として、以下の留意事項が示された。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・定量評価(アクティブ運用においては、リスクに対してどの程度のリターンが上げられるかの効率性を示す指標等)</li> <li>・定性評価(投資方針、組織及び人材、運用プロセス、事務処理体制、コンプライアンスに関する具体的なチェック事項)</li> </ul> </li> </ul>	<p>【原案どおり】</p>
運用コンサルタント等の利用 (施行日;平成25年4月1日)		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓金融商品取引法第29条の規定による投資助言・代理業を行う者としての登録を受けている者を契約の相手方としなければならない。</li> <li>✓当該運用コンサルタント等の運用受託機関との契約関係の有無を確認しなければならない。</li> </ul>	<p>【原案どおり】</p>
研修等 (施行日;平成25年4月1日)		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓管理運用業務に携わる者は、企業年金連合会等が実施する資産運用に係る研修を受講しなければならない。</li> </ul>	<p>【原案どおり】</p> <p>&lt; 行政回答の主なポイント &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓行政としては、研修の実施主体について、基金の役職員が受講しやすい環境づくりという観点から企業年金連合会との連携を強化する。</li> </ul>
理事等の禁止行為 (施行日;公布日)		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓国家公務員倫理規程(平成十二年政令第百一号)に準拠して基金の役職員の職務に係る倫理に関する規程を定めなければならない。</li> </ul>	<p>【原案どおり】</p>

## 1-3. 運用ガイドライン通知等の見直し

(厚年基金のみ)

主な改正点 ならびに施行日		7/13意見募集	改正内容 ならびに寄せられた意見への回答
資産運用委員会	(1) 構成員 (施行日; 平成25年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 構成員に、金融又は経済に関する学識経験者や実務経験者を加えることが考えられる。</li> </ul>	<p>[意見募集との変更点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 構成員に、<u>専門的知識及び経験を有する者を加えなければならない。</u></li> </ul> <p>「専門的知識及び経験を有する者」の選定については、意見への回答にて「特定の資格要件が求められるものではない」とされており、各基金の判断によると思われます。</p>
	(2) 資産運用委員会の議事 (施行日; 平成25年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 議事録を保存しなければならない。</li> <li>✓ 理事は直近の代議員会に報告するほか、加入員等に周知しなければならない。</li> </ul>	[原案どおり]
その他	(1) 代議員会への報告 (施行日; 平成25年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 報告内容の例として以下を追加。</li> <li>✓ 運用受託機関の選任状況、評価結果・リスク管理状況・理事等の自己研鑽の状況。</li> </ul>	[原案どおり]
	(2) 加入員及び事業主への情報開示 (施行日; 平成25年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 加入員等へ周知すべき業務概況事項の中に、資産運用委員会の議事の概要を加える。</li> </ul>	<p>[原案どおり]</p> <p>&lt; 行政回答の主なポイント &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 具体的な周知の内容・方法は、議事録そのものではなく、議論の内容や結果を要約したものを「基金だより」で周知する等、各基金に委ねられた。</li> </ul>

# 1-3. 運用ガイドライン通知等の見直し

(厚年基金のみ)

## 2. 資産運用業務報告書の主な改正内容

主な改正点 ならびに施行日	7/13意見募集	改正内容 ならびに寄せられた意見への回答
資産運用業務報告書の改正 (施行日; 平成25年3月末基準で 平成25年9月末までに 報告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓「政策的資産構成割合」を報告内容に追加</li> <li>✓「オルタナティブ」の報告内容に以下を追加                          資産区分として「オルタナティブ」を他の                          資産と区分して報告                          オルタナティブの種類(ヘッジファンド、不                          動産等)毎に更にそのファンドの分類                          (ヘッジファンドであればファンド・オブ・                          ヘッジファンズや株式マーケットニュートラ                          ル等)を行った上でファンド毎の残高の構                          成割合を報告</li> <li>✓その他追加項目                          運用機関別残高及び構成割合                          資産全体及びオルタナティブを含む8資                          産クラス別の運用実績(収益率)                          基金が使用するベンチマーク                          総幹事会社及び運用コンサルタント</li> </ul>	【意見募集との変更点】 ✓運用実績(資産別総合収益額、修正総 合利回り等)の記載欄に、「バランス型 ファンド」の選択肢の追加。



# 1-4. 有識者会議報告での検討項目と改定状況

検討項目		改定の方向性	実現度
1 資産運用規制の在り方	受託者責任の明確化	分散投資の徹底	・ 政策アセットミックスの策定義務化・運用基本方針の届出義務化等
		忠実義務の徹底	・ 役職員の職務に関する倫理規程を制定
	基金の資産管理運用体制の強化	運用受託機関の選任・評価	・ 運用ガイドラインへの追加「定性評価における投資方針」「組織・人材、運用プロセス等に関する着眼点」「オルタナティブ商品選定時に運用受託機関へ説明を求めるべき事項」など
		基金のガバナンス・情報開示	・ 代議員会等に説明すべき事項の例示を運用ガイドラインに追加 ・ 基金の監事監査規程を修正（監査におけるチェックリストに改定後のガイドラインの内容を反映） ・ 監査結果等について代議員会への報告を義務化
		資産管理運用業務に携わる役職員の資質向上	・ 連合会等の研修受講を義務化し、代議員会等にその取組状況を報告する等、積極的な取組みを促す
	外部の専門家等による支援体制や行政等による事後チェックの強化	資産運用委員会	・ 資産管理運用業務に関連する専門的知識・経験を有する者を構成員に加えることを努力義務化 ・ 資産運用委員会の議事等の概要を代議員会へ報告、事業主や加入員等にも周知する
運用コンサルタント		・ 今後は金融商品取引業法上の投資助言・代理業者の登録を行っていることを契約の要件とし、他の運用受託機関との関係で利益相反がないかどうかについて確認	
行政による事後チェックの強化		・ 厚労省が策定する監査要綱を見直して改定後のガイドラインの内容を反映したチェックリストを作成 ・ 基金は監査結果を代議員会へ報告することとし、今後の基金の資産管理運用業務に適切に反映	
2 財政運営の在り方	予定利率の引下げ	・ 予定利率の引下げに伴う掛金引上げについて、できるだけ平準化し、予定利率を引下げやすくする方策を検討	
	積立不足への対応（給付減額要件の緩和等）	・ 結論出ず（以下の両論を併記） 「理由要件」や「手続要件」、受給権者減額の際の一時金支払いについて見直すべき。 上乗せ部分の給付は賃金の後払い的性格を有しており、安易な引下げを行うべきではない。	
	解散基準等（理由・手続要件の緩和、解散命令の発動基準）	・ 現行の解散基準を緩和することや、指定基金制度と組み合わせつつ、一定の要件を定めて解散命令を機動的に発動していくということが考えられる。	
3 厚生年金基金制度等の在り方	代行制度の今後の在り方（厚生年金基金制度の存続）	・ 結論出ず（以下の両論を併記） 代行制度が公的年金である厚生年金の財政に与える影響という観点から一定の期間をおいて廃止すべき。 代行制度が中小企業の企業年金の維持・普及に果たしてきた役割という観点から維持すべき。	
	代行部分の財政運営の在り方	最低責任準備金の在り方（最低責任準備金の算出方法）	・ 代行給付費の計算に当たって用いられる係数（0.875）を早急に見直す ・ その他（期ズレ解消、給付現価負担金の交付基準見直し）は結論出ず
		代行割れ問題への対応（特例解散制度の在り方）	・ モラルハザードの防止に留意しつつ、特例解散における現行の納付額の特例措置や連帯債務の仕組みを見直すことを検討（連帯債務の仕組みは、解散時に各事業所の債務が確定できるようにすることを検討）
	中小企業の企業年金の在り方（厚年基金、DB、DC等）	・ 給付設計の弾力化や制度運営コストの低減を図るための規制緩和や税制改正、税制優遇措置のある退職個人勘定の創設等を検討	

9月26日付で改定

9月26日付で改定

秋以降、社会保障審議会年金部会等にて検討

実現度は「報告」の記載内容や直近の動向による弊社推測。

- ・・・実現可能性が高いと思われる事項
- ・・・今後の検討次第で実現可能性が高まるとと思われる事項

## 1-5. 金融庁の資産運用規制等の見直し案および信託協会の自主的取り組みの公表

- AIJ事案を踏まえ、金融庁の資産運用規制等の見直し案について意見募集が開始された。
- 信託協会は自主的な取り組みを行うこととし、内容を公表した。

～以下、メールマガジン「AIJ事案を踏まえた金融庁の資産運用規制等の見直し案、信託協会の自主的な取り組みの公表について」転載～

9月4日、AIJ事案を踏まえた「資産運用に係る規制・監督等の見直し(案)」について、金融庁から公表され、意見募集が開始されております。

<意見募集の概要>

1. 第三者(国内信託銀行等)によるチェックが有効に機能する仕組み  
(「基準価額」や「監査報告書」が国内信託銀行に直接届く仕組みなど)
2. 顧客(年金基金等)が問題を発見しやすくする仕組み  
(運用報告書等の記載内容の充実など)
3. 不正行為に対する牽制の強化  
(投資一任業者等による「虚偽」の報告や勧誘等に対する制裁強化)
4. 投資運用業者等に対する規制・監督・検査の在り方の見直し

また、信託協会は、「信託協会としての自主的な取り組み」を行うことを決定し、その内容について公表しております。

<信託協会の自主的な取り組みの概要>

1. 年金基金等が運用受託機関(投資一任業者)を選任する際の年金特定信託受託者としての確認  
・信託銀行が 年金基金等から年金特定信託契約の申し込みを受けた際に、年金基金等が、オルタナティブ投資に係り運用受託機関から説明を受けていることの確認を行います。
2. 年金基金等の分散投資義務の適切な履行を促す取り組み  
・年金基金等の分散投資義務が適切に履行されるよう、また、年金基金等が分散投資の観点から想定していないリスクを負うことを未然に防止するよう、年金基金等に注意喚起する取り組みを実施します。
3. 年金信託の適合性確認の具体化及び高度化  
・年金基金等から運用ガイドラインの提示を受けた際に、運用の基本方針と齟齬が生じていないか、正式な意思決定手続を経ているか等、適合性確認の具体化及び高度化を実施します。

※上記のほか、今後見込まれる金融庁の再発防止策を着実に実施します。

【補足】

金融庁の意見募集は、10月4日に締め切られ、10月12日付で、寄せられたコメント概要とこれに対する金融庁の考え方が公表されました。この結果を踏まえ、「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正案につき、10月12日付で意見募集が開始されております(11月12日期限)。

## 2. 厚年基金廃止方針

## 2. 厚年基金廃止方針

➤ 9月28日に厚生労働省において「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部」が開かれ、厚年基金の廃止方針が「決定事項」とされた。

～以下、メールマガジン「9/28厚労省・特別対策本部にて厚年基金廃止方針決定(速報)」転載～

本日、厚生労働省において「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部」(本部長・辻厚生労働副大臣)が開かれており、以下の内容が「決定事項」とされている模様です。

1. 厚生年金基金の代行制度については、他の企業年金制度への移行を促進しつつ、一定の経過期間において廃止する方針で対応する。
2. 今後、持続可能で、中小企業などが加入しやすい企業年金を構築するための施策を積極的に推進する。
3. 「代行割れ問題」への対応として、「連帯債務問題」や「債務額の計算方法」など、特例解散制度の見直しをはかる。
4. 本年10月中旬に社会保障審議会年金部会の下に専門委員会を設置し、同委員会に厚生労働省の「厚生年金基金制度改革試案」を提示し、同案に対する検討を行い、年内を目途に年金部会としての成案を得る。
5. 同成案に則した法制化作業を進め、次期通常国会における厚生年金基金制度改革のための法案提出をめざす。

(当会議の資料が以下のURLに掲載されております。)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002kpls.html>

終了後の副大臣会見においては、廃止までの期間は「10年程度」との目途であり、厚年基金制度は「時代的使命が終わった制度」との趣旨の発言があった模様です。

### 【補足】

10月3日、信託協会より厚生労働省の「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部 決定事項」に対して申入れをしております。厚生労働省からは「現在の概論だけでは議論できないため、本省にて具体的試案を提示し、社会保障審議会ですらに議論していただきたいと考えている。」等の反応がありました。

10月24日、「代行制度」をはじめとする厚年基金制度の今後のあり方を検討するために、「厚生年金基金制度に関する専門委員会」を設置することが決定されました。

弊社は、今後とも、関係者の皆様と力を合わせながら、厚年基金制度を全力で支えていきます。

### 3. 企業年金の動向



## 3-1. 7月11日付日経記事「企業年金給付絞る」

▶ 企業年金において、終身年金の廃止や給付利率の市場連動化などの動きがある。

～以下、メールマガジン「7/11付日経記事『企業年金給付絞る』について」転載～

標記記事は、企業年金の動きとして、終身年金の廃止や給付利率の市場連動などについて報道しておりますが、その背景や動向等について解説いたします。

### 1. 背景

退職給付に関する新基準が2014年3月期決算から適用になりますが、連結決算においては、従来未認識項目として遅延認識(負債または資産計上)していたものを即時認識することになります。つまり退職給付債務と年金資産の差額がすべて企業の貸借対照表に負債または資産計上されることになり、いわゆる積立不足が大きい企業は多額の負債計上が必要になってきます。これを避けるための方策としては、退職給付会計上の資産サイドのアプローチとして年金資産運用の効率化、負債サイドのアプローチとして年金債務の削減がありますが、本日の記事は後者について対策を講じた企業の事例が紹介されています。

### 2. 動向

弊社総幹事のDB年金の2011年9月末現在のデータによりますと、年金給付利率を固定している企業の割合は約63%で、半数以上となっております。このうち、約73%の割合で、給付利率が3%以上の固定利率に設定されています。昨今の低金利は、退職給付債務の割引率低下→退職給付債務の拡大→いわゆる積立不足の増加をもたらし、即時認識になることにより会社の貸借対照表へのインパクトは大きくなります。よって、今後は年金債務が市場金利に左右されにくい給付設計を求める意向が高まっていくと考えられます。給付利率を固定利率から変動利率へと移行する割合は増加していくものと推察されます。

### 3. 終身年金廃止の影響

先の弊社データによりますと、終身年金を設定している企業の割合は約24%あります(基金型は約76%、規約型は約11%)。こちらの割合も、長寿リスクの高まりとともに今後は低下していくものと推察されます。終身年金を廃止した場合、年金債務の削減率は約17%(予定利率2%・60歳支給開始20年保証終身・保証期間終了後減額なしの前提)となります。実際に終身年金を廃止する場合、廃止した部分の原資見合いのDCや確定年金を導入するケースが多く見られます。

## 3-2. 7月24日付日経記事「企業年金、10年で7割減」

▶ 企業年金はこの10年で件数ベースでは7割減であるが、人数ベースでは2割減。

～以下、メールマガジン「7/24付日経記事『企業年金、10年で7割減』について」転載～

標記につき報道されておりますが、若干補足致します。

### 1. 適格退職年金の移行状況について

適年の移行状況(件数)を整理しますと以下の通りです。

- ・(1)平成14年度から平成23年度までの累計で、件数ベースでは約4割が解約となったが、(2)平成23年度のみ統計では、人数ベースでの解約はそれほど多くはない。
- ・適格年金実施企業の70%は従業員数100人未満の企業であったため、このことから従業員数の少ない中小企業で解約が進んだと考えられる。

#### (1) 件数の状況

<平成13年度末>	<平成23年度末>
適年74千件	⇒ DBに約2割(約15千件)
	⇒ DCに約1割(約8千件)
	⇒ 中退共に約3割(約25千件)
	⇒ 解約等約4割

#### (2) 人数の状況(平成23年度に移行した制度の割合)

適年	⇒ DBに約6割
	⇒ DCに約2割
	⇒ 中退共に約1割
	⇒ 解約等約1割

中小企業の適年の解約が進んだ理由としては運用環境の悪化もありますが、DB・DC制度は以下のような点において、事業主が負担と考えた可能性があります。

- ・適格年金は、制度設立、制度変更等の申請・届出事務や制度設計などの審査は年金受託機関が事業主や当局に代わって行なう運営となっていたが、DB・DC制度では、設立・制度変更手続きや折衝を事業主が主体となり当局(厚生労働省)あてに行う必要があること
- ・DB制度では、償却年数の制限や財政検証があり、再計算前に掛金引き上げが必要となるなど一定の積立水準が求められること
- ・DC制度では、制度運営上一定規模の加入者数が必要であったり、運用リスクを従業員が負うため投資教育が事業主に求められたりすること

次頁へ続く

## 3-2. 7月24日付日経記事「企業年金、10年で7割減」

👉 前頁からの続き

### 2. 今後の中小企業年金について

今後、中小企業の労働者の老後保障制度を復活あるいは普及させていくためには、中小企業が導入しやすい新たな制度の創設もさることながら、既存の制度である総合型厚年基金について、「給付設計の弾力化」や「財政運営の弾力化」、「制度運営コストの低減」等の規制緩和策に加え、財政中立化の徹底など、加入する中小企業のための様々な方策の検討を進めることが重要であると考えます。



---

## 4. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果 (2011年度)

---



## 4. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2011年度)

### ➤ 2011年度の上場企業(2,974社)の退職給付の状況。

#### ✓ ポイントは以下の3点

積立比率は前年度比横ばい

退職給付費用は前年度比3.5%増と小幅増加

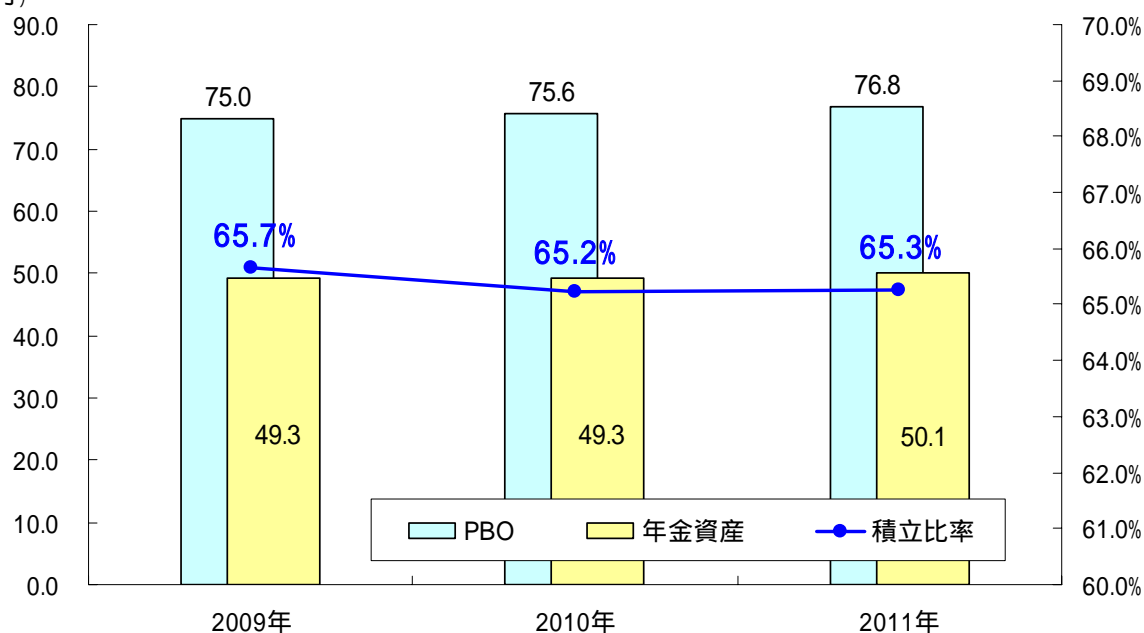
当年度発生した数理計算上の差異はほぼ前年度と同額

### 1. 積立比率

➤ 積立比率(年金資産/退職給付債務)は65.3%と、前年度(65.2%)比横ばいとなった。

退職給付債務が前年度比1.6%増、年金資産も同1.6%増となったため。

(兆円)



(出所) 日本経済新聞デジタルメディア社データを基に弊社作成(50頁まで同じ)

## 4. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2011年度)

### 2. 退職給付費用

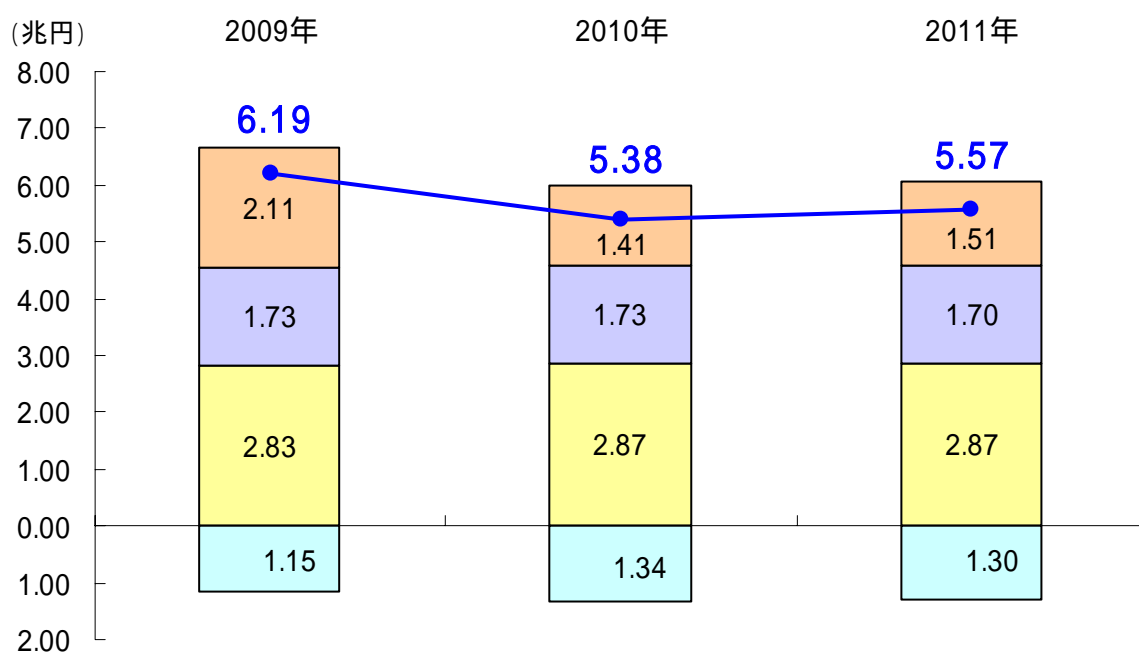
- 退職給付費用は、前年度比3.5%の増加となった。

増加の主な要因としては以下のようなもの。

未認識項目の費用処理額の増加

(数理計算上の差異の増加、過去勤務債務(費用減)の減少)

DC掛金の増加



勤務費用     
  利息費用     
  期待運用収益  
 未認識項目の費用処理額     
  退職給付費用

DC掛金は合計3,100億円(前年度は2,900億円)。

ただし、DC実施企業でDC掛金を別表示していない企業がある。

(退職給付費用の内訳でその他費用は前年度7,000億円 7,900億円)

### 3. 当年度発生した数理計算上の差異

- 当年度発生した数理計算上の差異は、約2兆円と推計される。  
 当年度末数理計算上の差異 - (前年度末数理計算上の差異 - 当期処理額)  
 = 14.12兆円 - (13.91兆円 - 1.78兆円) = 1.99兆円
- 上記では、前年度の発生額(1.98兆円)とほぼ同額の結果となった。

## 4. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2011年度)

### 4. 即時認識の影響

▶ 今回の集計結果を基に退職給付会計の改正基準（未認識項目の即時認識）を適用した場合の影響を推計した。

- ・ 自己資本は実績値に比べ2%減少
- ・ 自己資本比率は0.7ポイント低下し、29.2%

上場企業2,974社のうち、米国基準、国際会計基準の適用企業及び銀行を除いた企業で集計。

【即時認識が行われた場合の自己資本に与える影響（試算）】

(単位:兆円)

	2011年度実績値	即時認識後数値	変化率
未認識項目残高	6.18	6.18	-
自己資本	191.89	187.87	2.1%
総資産	640.42	642.58	0.3%
自己資本比率	30.0%	29.2%	0.7%

(注1) 未認識項目（未認識数理計算上の差異等）の残高（6.18兆円）について税率35%として税効果を勘案している。6.18兆円の65%相当額（ $6.18 \text{兆円} \times 0.65 = 4.02 \text{兆円}$ ）を自己資本から控除し、繰延税金資産（ $6.18 \text{兆円} \times 0.35 = 2.16 \text{兆円}$ ）を総資産に加算。

(注2) 未認識項目は貸借対照表に即時認識されても、損益計算書で認識されるまでは残高は増減しないため、即時認識時点では残高は変化しない。

## 5. 米国内におけるIFRS採用の動向

## 5. 米国内におけるIFRS採用の動向

▶ 米国証券取引委員会（SEC）の事務局が、米国におけるIFRS採用に関するレポートを公表した。

～以下、メールマガジン「米国内におけるIFRS採用の動向について」転載～

2012年7月13日に米国証券取引委員会（SEC）の事務局が、米国におけるIFRS採用に関するレポートを公表しました。

このレポートは米国におけるIFRSの導入について、その是非や特定の導入方法について推奨するものではありません。あくまで、IFRS導入の影響を調査することを目的としています。今後、このレポートを踏まえてSECの理事会で方向性が決定されるものと思われま

具体的には、米国における会計基準設定への影響、財務諸表を作成する企業の負担、米国会計基準との関係、に関して考察しています。また、IFRSの策定状況、IFRS導入済の国における会計基準設定主体との関係、IFRSの世界的な適用状況、国際財務報告基準財団のガバナンス状況等にも考察しています。

このレポートに対して、国際財務報告基準財団の評議員会議長のPrada氏が「IFRSの導入に関して特段の推奨を行っていない点に失望した」旨のコメントを出しています。

米国では当初、2011年中にIFRSのアドプションに関して結論を出す予定でした。既に過去何回か事務局はレポートを作成しており、IFRSとのコンバージェンスを継続しつつ、段階的に米国基準に導入する「コンドースメント・アプローチ」の方向性が強まっていました。

今回の事務局レポートは最終版と位置づけられており、IFRSを「いつから、どのような形式で」導入するか具体的な方向性は示されていないものの、近いうちに米国におけるIFRS導入に関して何らかの結論が出ると思われます。

## 6. 支払いが終了した規約型DBにおける手続きの明確化

## 6. 支払いが終了した規約型DBにおける手続きの明確化

- 次の条件を全て満たす規約型DBの終了手続きが明確化された。
- 全ての受給権者等に対して年金または一時金の支給が完了していること
  - 加入者が存在しないこと
  - 新規に加入者が発生しないこと

- ✓ 支払いが終了したDB年金の取扱いは、財政運営基準等の見直しにより規約に記載することで残余財産を事業主へ返還することも可能とされているが、この支払いが終了した場合の規約型DBにおける手続きが明確化された。
- ✓ 今回の改定により、規約の承認取り消し手続きの際に、新たに定められた「支払終了報告書」を提出することとされた。

下表ご参照

### < DB年金の終了手続きの概要 >

	規約型	基金型
任意解散 (DB法第83条第1項第1号・第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 労働組合等の同意が必要 (DB法第84条)</li> <li>• 厚生労働大臣宛の終了の承認申請が必要 (DB則第97条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 代議員会の定数の3/4以上の多数による議決が必要 (DB法第85条)</li> <li>• 厚生労働大臣宛の解散の認可申請が必要 (DB則第98条)</li> </ul>
規約の失効 (DB法第83条第1項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業主の死亡、法人の消滅等の場合に厚生労働大臣宛に届出が必要 (DB法第86条)</li> </ul>	-
規約の承認取り消し (DB法第83条第1項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 制度の継続が困難と認める場合、支払いが終了した場合等に厚生労働大臣が規約の承認を取り消す (DB法第102条第3項・第6項)</li> <li>今回定められた支払終了報告書を提出</li> </ul>	-
解散命令 (DB法第83条第2項第2号)	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 制度の継続が困難と認める場合等に厚生労働大臣が解散を命ずる (DB法第102条第6項)</li> </ul>



## 7. その他のトピックス



## 7-1. 社会保障・税一体改革関連法の成立

➤ 8月10日、参議院本会議にて、社会保障・税一体改革関連法案が民主・自民・公明党等の賛成多数で可決・成立した。

- ✓ 成立した8法案のうち、年金分野では社会保障制度改革推進法案、年金機能強化法案<sup>1</sup>、被用者年金一元化法案<sup>2</sup>の3法案が含まれる。
- ✓ 年金関連の各法案の概要は以下のとおり。

- 1 正式名称は「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」
- 2 正式名称は「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」

### 1. 社会保障制度改革推進法案

項番	項目	内容	施行時期
1	社会保障制度改革の基本的な考え方・方針の規定	・持続可能な制度を実現すること ・公的年金、医療保険、介護保険、少子化対策について基本方針を規定	公布の日から施行
2	社会保障制度改革国民会議の設置	改革に必要な事項を審議するため、標記会議を内閣に設置すること	同上

### 2. 年金機能強化法案

項番	項目	内容	施行時期
1	受給資格期間の短縮	老齢基礎年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する。	平成27年10月
2	基礎年金国庫負担1/2の恒久化	基礎年金国庫負担1/2が恒久化される特定年度を平成26年度と定める。	平成26年4月
3	短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大	適用対象を従来の1週間の所定労働時間が30時間(通常の就労者の概ね3/4)以上に加えて、週20時間以上 月額賃金8.8万円以上 勤務期間1年以上 学生は適用除外 従業員501人以上の企業のいずれの条件も満足する者まで拡大する。健康保険にも適用する。	平成28年10月 3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。
4	産休期間中の保険料免除	育児休業期間に加え、産前産後休業期間中も同様に厚生年金保険料を免除する。	2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行
5	遺族基礎年金の支給対象の拡大	父子家庭への遺族基礎年金の給付を行うため、子のある配偶者又は子に支給することとする。	平成26年4月
6	今後の検討	高所得者の年金額調整、国民年金第1号被保険者に対する産前産後の保険料免除措置を検討する。	特になし

## 7-1. 社会保障・税一体改革関連法の成立

### 3. 被用者年金一元化法案

項番	項目	内容	施行時期
1	厚生年金への統一	<ul style="list-style-type: none"><li>・厚生年金に公務員及び私学教職員も加入し、2階部分の年金を厚生年金に統一</li><li>・制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消</li><li>・厚生年金の保険料率に統一</li><li>・効率的な事務処理の観点から、共済組合や私学事業団を活用</li></ul>	平成27年10月
2	職域部分の廃止	3階部分(職域部分)は廃止する。廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。	同上

## 7-2. 改正高年齢者雇用安定法の成立

➤ 8月29日、参議院本会議にて、高年齢者雇用安定法の改正案が賛成多数で可決・成立した。

正式名称は「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案」

### 法案概要

#### 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

・継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が労使協定により定める基準により限定できる仕組みを廃止する。

現行法では、高年齢者の雇用確保措置の中で、労使協定により基準を定め継続雇用制度の対象者を選別できると定めているが、この部分が削除されることになる。

ただし、経過措置として、雇用義務年齢を、少なくとも年金支給開始年齢の引き上げにあわせて、平成25年4月から61歳、その後3年おきに1歳ずつ引き上げることを条件に、対象者を限定する基準を設けている事業主は、その基準を引き続き平成37年3月まで使用できるとしている。

#### 継続雇用制度の対象者が雇用される企業の範囲の拡大

・継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大する仕組みを設ける。

現行は、厚生労働省Q&Aで、親会社及び明確な支配力を持つものとして、例えば、連結子会社を対象としているが、改正案では、従来の運用を法令で明確化し、さらに子会社間、関連会社にも範囲を拡大している。特殊関係事業主という新しい言葉が法律条文に登場している。これは「当該事業主の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある事業主その他の当該事業主と特殊の関係のある事業主」として持株会社、子会社、関連会社を含めて定義したもの。

#### 義務違反の企業に対する公表規定の導入

・高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表する規定を設ける。

現行では、雇用確保措置がとられない場合に、罰則や企業名の公表は規定されていないが、ルールを厳しくし、公表の規定が設けられた。

#### その他

・厚生労働大臣は、高年齢者雇用確保措置の実施及び運用(心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の継続雇用制度における取扱いを含む)に関する指針を定めること。

・施行期日 平成25年4月1日

本指針に関する項目は、衆議院で法案修正として追加された。企業の負担を考慮して、雇用確保の対象外にする場合の指針を定めるとしている。

## 7-3. 資格喪失年齢引き上げ、中途引出要件緩和に係る政令公布

➤ DCの資格喪失年齢引き上げ、中途引出要件緩和に係る政令が公布され、施行日は平成26年1月1日とされた。

### 1. 資格喪失年齢について

現行	・資格喪失年齢は一律60歳
年金確保支援法	・規約に定めるところにより資格喪失年齢を60歳から65歳まで上げることが可能 ・資格喪失年齢引き上げに伴い、60歳以上65歳未満で引き続き使用される者は企業型年金加入者とするのが可能
政令	・従来加入できなかった60歳以上65歳未満の者も他の企業年金制度(DB年金等)または退職手当制度から資産移換があれば企業型年金加入者とするのが可能 ・企業型年金実施時の過半数同意を得る際の分母となる対象者に60歳以上65歳未満で他の企業年金制度(DB年金等)または退職手当制度から資産移換する者を追加

被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合または当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意

(注) 年金確保支援法により企業型年金加入者として掛金拠出対象となる期間は拡大するが、60歳以降の加入者期間は支給開始年齢を決定する通算加入者等期間には算入されない。

### 2. 中途引出要件について

現行	・退職時の個人別管理資産額が1万5千円以下の場合 ・退職後個人型年金運用指図者にしかなれない者(公務員・専業主婦等)となって、一定要件(以下の要件等)を全てクリアする場合 【要件】 ・障害給付金の受給権者ではない ・拠出期間3年以下または個人別管理資産額が50万円以下 ・最後に企業型年金加入者または個人型年金加入者の資格を喪失した日から2年未満
年金確保支援法	・現行要件に加え、個人型年金加入者となれる者(自営業者等)であって、退職後自ら個人型年金運用指図者となって2年経過した者(継続個人型年金運用指図者)が、一定要件(以下の要件等)を全てクリアする場合 【要件】 ・障害給付金の受給権者ではない ・拠出期間3年以下または個人別管理資産額が政令で定める額以下 ・継続個人型年金運用指図者となった日から2年未満
政令	・継続個人型年金運用指図者について、資産要件は25万円

## 8 . 平成24年7月 ~ 平成24年9月の年金ニュース

## 8. 平成24年7月～平成24年9月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成24年7月	・有識者会議の「報告」の確定について【厚年、DB】 (No.297)				
	・支払いが終了した規約型DBにおける手続きの明確化【DB】 (No.298)				
	・厚年本体の平成23年度運用実績(弊社推計値)について【厚年】 (No.299)		( )		
	・運用ガイドライン(通知)等の見直し案にかかる意見募集開始【厚年】 (No.300)				
	・厚年基金の平成23年度(H24.3末)決算の積立状況等～速報～【厚年】 (No.301)		( )		
	・資格喪失年齢引き上げ、中途引き出し要件緩和に係る政令公布【DC】 (No.302)				
	・1. AIJ問題を受けた当面の対応 および 2. 有識者会議報告を受けた財政運営基準等の見直しの意見募集開始【厚年、DB】 (No.303)				

( )は本資料に関連しない事項です。

## 8. 平成24年7月～平成24年9月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成24年8月	・有識者会議報告を受けた財政運営基準等の見直しの意見募集期限の延長【厚年、DB】 (No.304)				
	・上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2011年度)について【厚年、DB】 (No.305)				
	・平成23年度の厚年本体利回り(確定値):2.17%【厚年】 (No.306)		( )		
	・社会保障・税一体改革関連法案成立について【厚年、DB】 (No.307)				
	・指定基金の健全化計画にかかる行政コメント【厚年】 (No.308)		( )		
	・7月27日付意見募集への信託協会意見について【厚年、DB】 (No.309)				
	・厚年基金の平成23年度(H24.3末)決算の積立状況等～全体版:確報～【厚年】 (No.310)		( )		
	・指定基金の健全化計画にかかる行政からの連絡について【厚年】 (No.311)		( )		
	・AIJ問題を受けた当面の対応について(通知発出)【厚年】 (No.312)				
	・改正高年齢者雇用安定法の成立について【厚年、DB】 (No.313)				

( )は本資料に関連しない事項です。



## 8. 平成24年7月～平成24年9月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成24年9月	・指定基金の健全化計画にかかる確認事項について【厚年】 (No.314)		( )		
	・有識者会議報告を受けた財政運営基準等の見直し(省令通知改正)【厚年、DB】 (No.315)				
	・運用ガイドライン(通知)等の見直し(省令通知改正)【厚年】 (No.316)				

( )は本資料に関連しない事項です。

## 9. 本資料関連の平成24年7月～平成24年9月の MUTB年金メールマガジン一覧



## 9. 本資料関連の平成24年7月～平成24年9月のMUTB年金 メールマガジン一覧

	メールマガジン	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成24年7月	・ 7/11付日経記事「企業年金給付絞る」について【DB】				
	・ 7/12付日経記事「厚年基金の分散投資計画策定 義務化、来年4月」について【厚年】				
	・ 米国内におけるIFRS採用の動向について【厚年、DB】				
	・ 7/19付日経記事「OB年金減額 壁低く」について【厚年、DB】				
	・ 7/19付日経記事「OB年金減額 壁低く」について（その2）【厚年、DB】				
	・ 7/24付日経記事「企業年金、10年で7割減」について【厚年、DB】				
	・ 7/26付日経記事「年金減額 壁低く」について【厚年、DB】				
平成24年8月	・ 8/1付日経記事「退職者の企業年金減額、基準ゆるむ？」等について【厚年、DB】				
平成24年9月	・ AIJ事案を踏まえた金融庁の資産運用規制等の見直し案、信託協会の自主的な取り組みの公表について【厚年、DB】				
	・ 9/28付報道「厚年基金廃止を検討」等について【厚年】				
	・ 9/28厚労省・特別対策本部にて厚年基金廃止方針決定(速報)【厚年】				

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先  
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部  
03-6214-6368  
(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))